

(参考1)

その濫用による保健衛生上の危害が発生しない量  
として政令で定める量の算出根拠について

- 第3条改正後麻向法別表第1第78号口の保健衛生上の危害が発生しない量を設定するに当たり、欧州食品安全機関が、ヒトがある物質を24時間又はそれより短い時間経口摂取した場合に健康に悪影響を示さないと推定される一日当たりの摂取量（※急性参照用量）として結論づけた  
1  $\mu\text{g}$   $\Delta 9\text{-THC}/\text{kg}$  体重  
を参考とすることとした。
- また、CBD製品が国内外で広く流通していることに鑑み、他国におけるCBD製品に係る基準値の区分を参考に我が国の基準値の区分を設定することとした。
- 国内で流通実態が見られるCBD製品を念頭において、
  - ① CBDオイル等を想定し、飲食料品のうち油脂（常温において液体であるものに限る。以下「油脂」という。）
  - ② アルコール飲料、清涼飲料水等を想定し、飲食料品（前号に掲げるものを除く。）のうち飲用に供するもの（以下「飲料」という。）
  - ③ グミ、クッキー等の菓子類等を想定し、①及び②以外の製品（以下「その他の製品」という。）の3つの区分を設定し、令和元年国民・健康栄養調査における油脂、飲料、菓子類の摂取量を参照した上で、標準的な体重として50kgを基準として算出することとした。
- これらの数値を基に、
  - ① 油脂  
1 ( $\mu\text{g}$   $\Delta 9\text{-THC}/\text{kg}$  体重)  $\times$  50 (kg 体重)  $\div$  摂取量 8.8 (g)
  - ② 飲料  
1 ( $\mu\text{g}$   $\Delta 9\text{-THC}/\text{kg}$  体重)  $\times$  50 (kg 体重)  $\div$  摂取量 618.5 (g)
  - ③ ①及び②以外の製品  
1 ( $\mu\text{g}$   $\Delta 9\text{-THC}/\text{kg}$  体重)  $\times$  50 (kg 体重)  $\div$  摂取量 25.7 (g)の計算式により、  
油脂 6mg/kg  
飲料 0.08mg/kg

その他の製品 2 mg/kg  
と算出した。

○ 第3条改正後麻向法別表第1第78号口の基準値としては、上記の値を参考にして、

油脂 百万分中十分 (10mg/kg)

飲料 一億分中十分 (0.10mg/kg)

その他の製品 百万分中一分 (1 mg/kg)

とすることとした。